

# 第 1 編 総 論

## 第 1 章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

湧別町（以下「町」という。）は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

### 1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

#### (1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び北海道（以下「道」という。）の国民の保護に関する計画（以下「道国民保護計画」という。）を踏まえ、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

#### (2) 町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、町国民保護計画を作成する。

#### (3) 町国民保護計画に定める事項

町国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

### 2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処

### 3 町国民保護計画の見直し、変更手続

#### (1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、道国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

#### (2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、町議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

## 4 用語の定義

この計画における主な用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
武力攻撃	我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。
武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
緊急対処事態	武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
事態認定	武力攻撃事態であること、武力攻撃予測事態であること又は緊急対処事態であることを政府が認定することをいう。
国民保護措置	国民保護法における「国民の保護のための措置」をいい、具体的には、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合においてその影響が最小となるようにするための措置をいう。（例：住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処に関する措置等）
基本指針	国民保護法における「国民の保護に関する基本指針」をいい、政府が、武力攻撃事態等に備えて、国民の保護のための措置に関してあらかじめ定める基本的な指針のことをいう。指定行政機関及び都道府県が定める国民保護計画並びに指定公共機関が定める業務計画の基本となる。
国民保護協議会	都道府県又は市町村における国民の保護のための措置に関する重要事項を審議するとともに、国民保護計画を作成するための諮問機関となる協議会をいう。
指定行政機関	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）及び武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成15年政令第252号。以下「事態対処法施行令」という。）で定める中央行政機関をいう。
指定地方行政機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める指定行政機関の道内地方支分局等をいう。（例）北海道開発局 等

用語	定義
指定公共機関	事態対処法及び事態対処法施行令で定める公共的機関（日本銀行、日本赤十字社など）又は電気、ガス、輸送、通信などの公益的事業を営む法人をいう。（例）北海道電力株式会社 等
指定地方公共機関	道の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人等で、国民保護法の定めにより、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するものをいう。
町対策本部	国民保護法に基づき、市町村が設置する市町村国民保護対策本部をいい、政府が閣議決定し該当する市町村を指定する。
町対策本部長	町対策本部の長をいい、国民保護法に基づき、町長をもって充てる。
NBC攻撃	核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）又は化学兵器（Chemical weapons）による攻撃をいう。
ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾をいう。
生活関連等施設	国民生活に関連を有する施設で、発電所、浄水施設などその安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの、又は、危険物質等を貯蔵しているなどその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設をいう。国民保護法施行令第27条に規定する施設。
自主防災組織	災害の発生・拡大（特に大規模災害時）による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という住民の隣保協同の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的として結成された自発的な防災組織をいう。
トリアージ	病気や怪我の緊急度や重症度を判定して、治療や後方搬送の優先順位を決めること。大災害では短時間に多数者が怪我や病気になるため、制約された条件下で一人でも多くの傷病者に最善の治療を行うために必要となる。

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

### (1) 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### (2) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

### (3) 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### (4) 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、道、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### (5) 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

### (6) 高齢者、障がい者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

### (7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

**(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保**

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

**(9) 外国人への国民保護措置の適用**

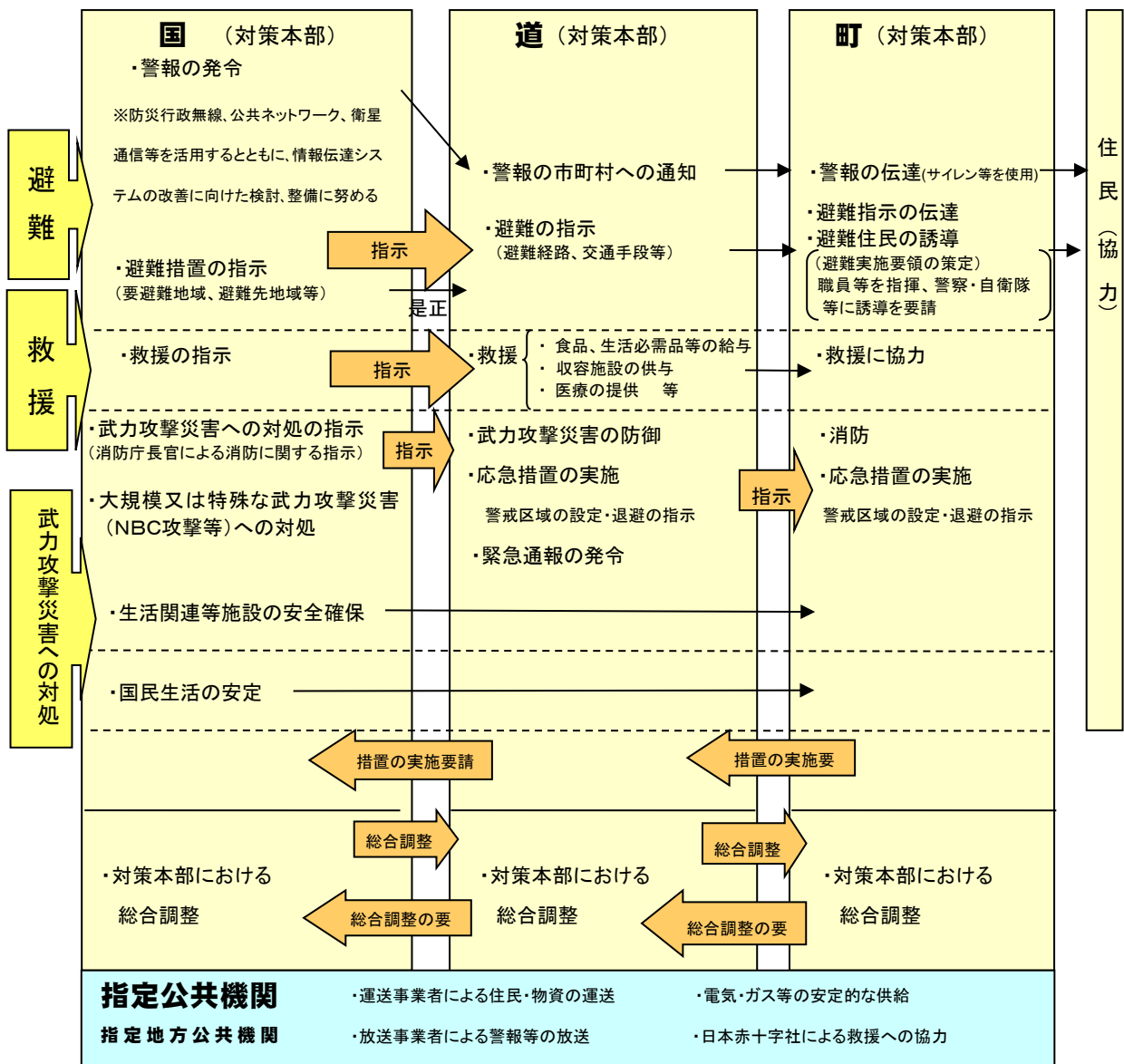
町は、町内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

【国民保護措置の全体の仕組み】

#### 国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

○関係機関の事務

区 分	機 関 名	事務又は業務の大綱
指定地方 行政機関	共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 組織の整備、訓練、啓発</li> <li>2 生活関連等施設の安全の確保に関する措置の実施</li> <li>3 被災情報の収集及び報告</li> <li>4 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
	北 海 道 開 発 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧</li> <li>2 港湾施設の使用に関する連絡調整</li> <li>3 港湾施設の応急復旧</li> <li>4 農業関連施設の応急復旧</li> </ol>
	北 海 道 森 林 管 理 局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給</li> </ol>
	第一管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達</li> <li>2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保</li> <li>3 生活関連等施設の安全確保に係る立入制限区域の指定等</li> <li>4 海上における警戒区域の設定及び退避の指示</li> <li>5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他武力攻撃災害への対処に関する措置</li> </ol>
	北 海 道 農 政 事 務 所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害対策用食糧及び備蓄物資の確保</li> </ol>
	札 幌 管 区 気 象 台	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 気象状況の把握及び情報の提供</li> </ol>
自 衛 隊	陸 上 自 衛 隊	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等</li> </ol>
北 海 道	知 事 等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 北海道国民保護計画の作成</li> <li>2 北海道国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 北海道国民保護対策本部及び北海道緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の通知</li> <li>6 住民等に対する避難の指示又は解除、避難住民等の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>7 救援の実施、救援物資の売渡し要請等救援物資の確保に関する措置、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、武力攻撃原子力災害への対処、生活関連等施設の安全確保、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>9 生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>10 交通規制の実施</li> <li>11 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> <li>12 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>



湧別町	湧別町役場	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護計画の作成</li> <li>2 国民保護協議会の設置、運営</li> <li>3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li> <li>4 組織の整備、訓練</li> <li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li> <li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供、外国人安否情報の収集の協力その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li> <li>7 退避の指示、警戒区域の設定、廃棄物の処理、被災情報の収集及び報告その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li> <li>8 水の安定的な供給、生活関連物資等の価格の安定、管理施設の応急の復旧その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li> <li>9 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> <li>10 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> </ol>
遠軽地区 広域組合	遠軽地区広域組合消防署 湧別出張所、上湧別出張所 及び湧別町消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における消防活動</li> <li>2 避難住民の誘導</li> </ol>
指定公共 機関及び 指定地方公 共機関等	共 通 事 項	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護業務計画の作成</li> <li>2 組織の整備・訓練</li> <li>3 被災情報の収集及び報告</li> <li>4 管理施設の応急復旧に関する措置の実施</li> <li>5 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li> <li>6 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄</li> </ol>
	郵便事業を営むもの	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 郵便の確保</li> </ol>
	電気通信事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力</li> <li>2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</li> </ol>
	電気事業者	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電気の安定的な供給</li> </ol>
そ の 他 公共団体等	自 治 会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地区住民への警報伝達の協力、町の国民保護措置への支援協力</li> <li>2 管理施設の適切な管理</li> </ol>
	えんゆう農業協同組合 湧別町農業協同組合 湧別漁業協同組合 遠軽地区森林組合	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策</li> <li>2 被災組合員に対する融資及びその斡旋</li> </ol>
	湧別町商工会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における物価の安定及び救援物資の確保に関する協力</li> <li>2 被災商工業者に対する融資及びその斡旋</li> </ol>
	北海道北見バス(株) 遠軽営業所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における避難者及び救援物資の運送</li> </ol>
	湧別建設業協会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における応急対策の実施協力</li> </ol>
	遠軽医師会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における救急医療</li> </ol>

※町の国民保護措置に関する主な機関について掲載

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき町の地理的、社会的特徴等について定める。

### (1) 地形

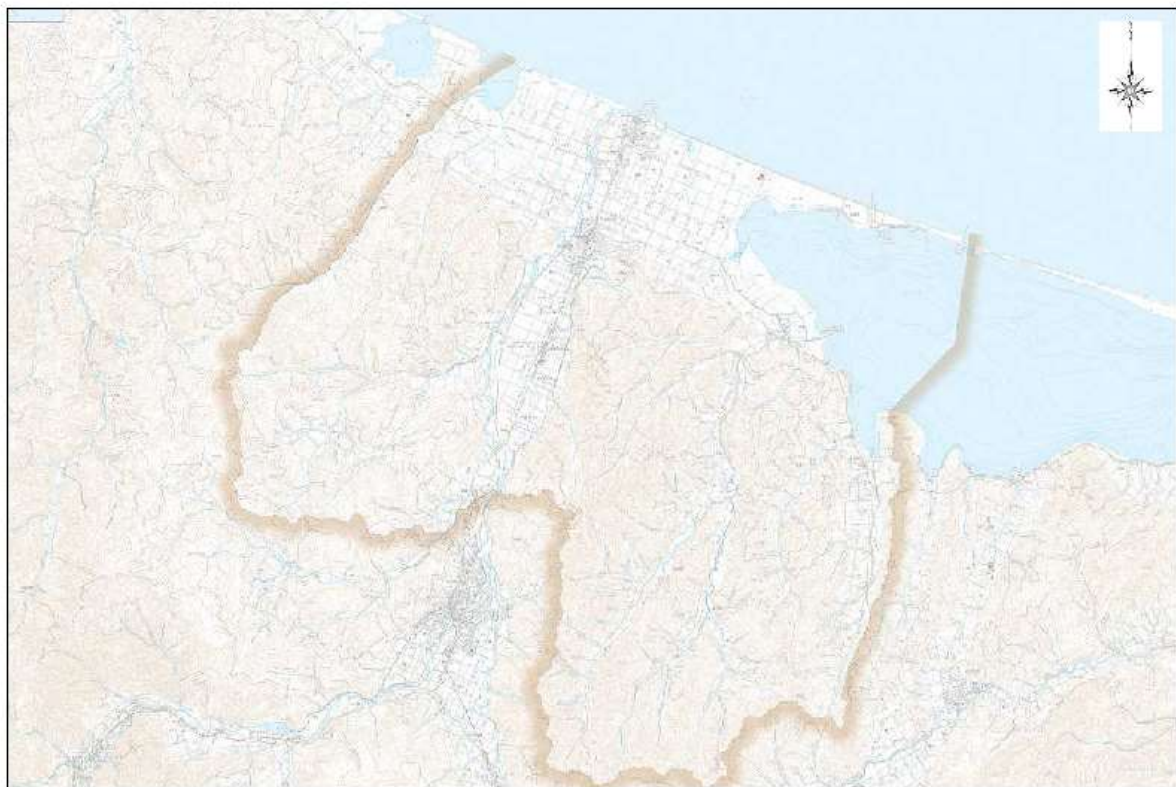
本町は北海道の東北部、オホーツク総合振興局管内の中央部に位置し、東にサロマ湖を擁して佐呂間町及び北見市常呂町に接し、西はシブノツナイ川を境として紋別市に続き、南は遠軽町に接し、北はオホーツク海に面している。

町の位置は湧別川を中心に西部及び東南部に広がり東西 29.4km、南北 31.2km で総面積 505.74K m<sup>2</sup>を有しサロマ湖及びシブノツナイ湖を除き大部分を山林で占めている。地形は、北部オホーツク沿岸地域は湧別川を挟み東西に湧別原野が広がり、東部は北見山脈の分脈嶺が南北に隣接町に続いている。南部は湧別川沿いに平野が続き、西部はシブノツナイ湖に沿って原野が広がり、奥地は山間部となっている。

一般的に海岸線沿いは平坦地であり、山間地域は緩傾斜地である。

また、湧別原野及び芭露、志撫子、計呂地の各河川に広がる原野の地質は、礫、砂及び粘土からなる氾濫原堆積物でできており、地震発生により液状化の可能性が高い地域となっている。

湧別町管内図



湧別町管内図

0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km  
1:170000

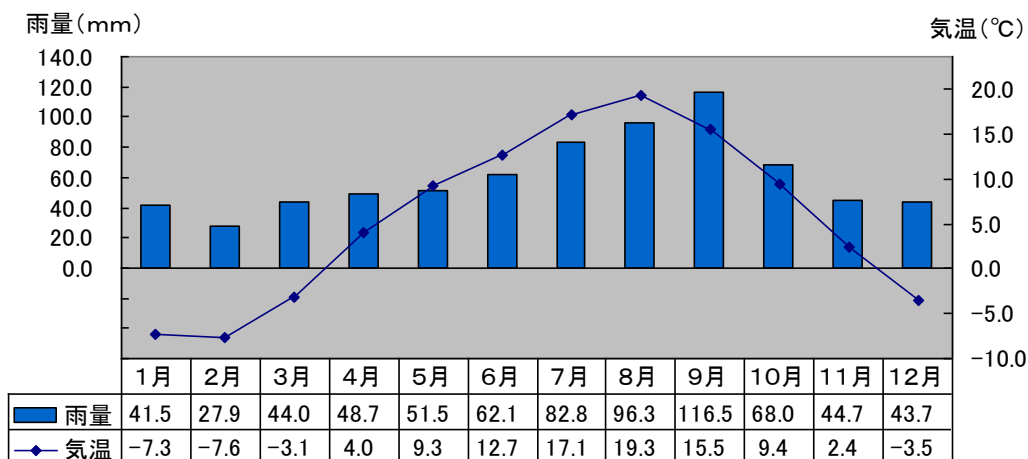
【この地図の作成にあたっては、国土測図院の地図を基に、関係機関の提供した地形図データ等を利用したものである。】  
資料提供：国土測図院、国土院（2019年）  
地図製図：北見建設株式会社

## (2) 気候

本町の気候は、亜寒帯低温乾燥地に属し、オホーツク海型気候地域として一般に低温で、日照時間は長いが降水量及び冬期間の積雪量は少なく、冬のオホーツク海は流氷でとざされるため非常に寒く、春になると宗谷海峡からの暖流が入り高温となる。

さらに千島火山脈や天塩・北見山脈が風雨を防ぐので、雨量が少なく好天が続く地域である。

湧別町の月別降雨量及び平均気温



## (3) 人口分布

町内人口のほとんどが上湧別市街地・中湧別市街地・湧別市街地に集中しており、旧上湧別町市街地が全人口の約 40%、旧湧別町市街地が約 30%を占めている。

人口推移では昭和 25 年の国勢調査において 25,505 人であったが、昭和 55 年には 14,514 人、平成 20 年には 10,497 人まで減少し過疎化が進んでいるが、最近の傾向として減少率は鈍化している。なお、世帯数は昭和 50 年ころから 4,200 戸を保っている。（人口は旧上湧別町と旧湧別町を合算したものである）

## 【行政区別世帯数及び人口】

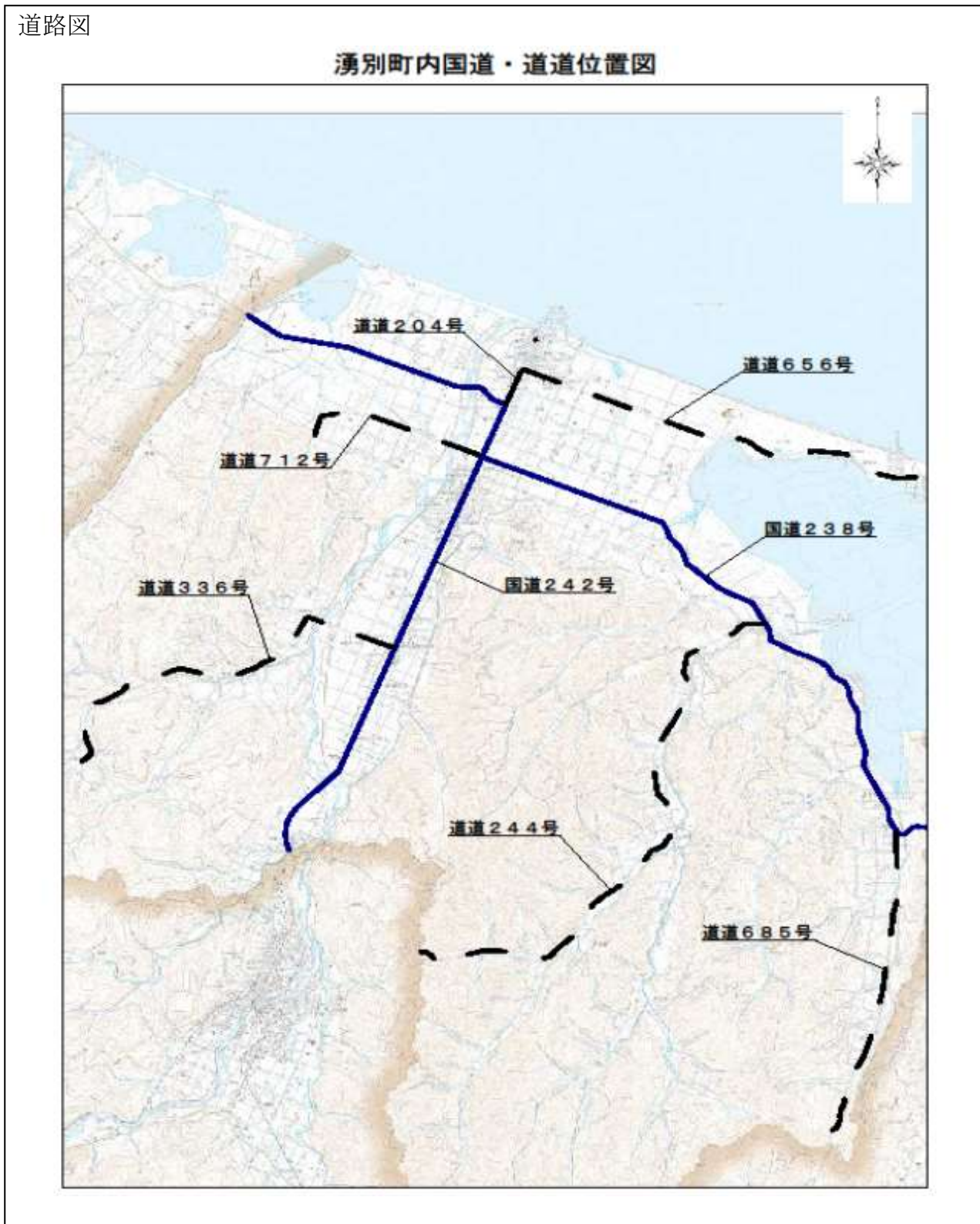
(平成29年6月30日現在)

行政区	世帯数	人口	
			うち70歳以上の高齢者
港町	59	160	37
曙町	121	246	67
緑町	136	246	58
栄町	350	685	120
錦町	355	813	191
川西	52	137	49
信部内	30	83	22
緑蔭	2	5	1
登栄床	128	496	85
東	209	448	162
福島	12	32	14
芭露	226	479	141
上芭露	52	115	48
東芭露	9	24	10
西芭露	15	39	15
志撫子	25	72	22
計呂地	75	170	58
旭	15	48	13
五の三	98	250	67
中湧別東町	248	515	139
中湧別北町	393	719	186
中湧別中町	115	210	68
中湧別南町	351	682	195
五の一	209	467	141
上湧別屯田市街地	543	1,063	374
四の三	48	130	48
四の二	68	183	64
四の一	36	101	32
開盛	159	344	89
富美	48	136	35
上富美	8	25	5
札富美	9	28	7
合計	4,204	9,151	2,563

#### (4) 道路の位置等

湧別町内を走る国道は、網走と稚内を結ぶ国道238号と中湧別から遠軽までの242号の2本がある。道々は上社名淵上湧別線、緑蔭中湧別停車場線、上湧別停車場線、湧別停車場サロマ湖線、計呂地若佐線、遠軽芭露線、湧別上湧別線の7本が町内を走っている。

道路図



## (5) 漁港の位置等

本町の漁港は、芭露漁港・登栄床漁港・湧別漁港・サロマ湖漁港の4漁港があり、第1種漁港（利用範囲が地元の漁業を主とするもの）として芭露漁港・登栄床漁港、第2種漁港（利用範囲が第1種漁港より広いが、全国的ではないもの）として湧別漁港、第4種漁港（離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの）としてサロマ湖漁港がある。

漁港図



## (6) 自衛隊施設等

本町には自衛隊施設はないが、隣接の遠軽町に本町を含む1市7町村を担当区域とする陸上自衛隊第25普通科連隊が駐屯している。

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり道国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

### 1 武力攻撃事態

町国民保護計画においては、武力攻撃事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる4類型が対象として想定されている。

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

※ これらの4類型の特徴及び特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述。

### 2 緊急対処事態

町国民保護計画においては、緊急対処事態として、道国民保護計画において想定されている事態を対象とする。

なお、基本指針においては、以下に掲げる事態例が対象として想定されている。

#### (1) 攻撃対象施設等による分類

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態  
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダム等の破壊
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態  
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

#### (2) 攻撃手段による分類

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態  
ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態  
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述。